

(候補者等用)

## 証票再交付申請書

平成 年 月 日

大府市選挙管理委員会委員長 様

公職の候補者等の氏名

印

住所 大府市 町

(電話 \_\_\_\_\_ - \_\_\_\_\_ )

職業 \_\_\_\_\_

平成\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日付で交付を受けた政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類の証票を 紛失・著しく破損 したため、政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類の表示に関する規程（昭和50年大府市選挙管理委員会告示55号）第3条の規定に基づき下記のとおり再交付を申請します。

### 記

#### 1. 紛失又は損壊した証票の所在地及び番号、枚数

No.	事務所の所在地	公職の種類	紛失又は損壊した証票の番号	再交付申請枚数	再発行証票番号(選管記載)
		大府市長			
		・			
		大府市議会議員			

#### 2. 紛失又は損壊した理由（※損壊した場合はその証票を添付すること。紛失した証票が発見された場合は、直ちに返還すること。）

参考（政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類の表示に関する規程抜粋）

#### （証票の再交付の手続等）

第3条 証票を紛失又は著しく破損したときは、候補者等又は後援団体は、理由を付して再交付を申請することができる。

2 前項の申請をする場合においては、破損した証票を同時に提出しなければならない。

3 委員会は、第1項の場合において正当な理由があると認めるときは、当該証票を再交付することができる。

(後援団体用)

## 証票再交付申請書

平成 年 月 日

大府市選挙管理委員会委員長 様

後援団体の名称 \_\_\_\_\_

代表者氏名 \_\_\_\_\_ (印)

主たる事務所の所在地

大府市 \_\_\_\_\_ 町 \_\_\_\_\_

(電話 \_\_\_\_\_ - \_\_\_\_\_ )

平成 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日付で交付を受けた政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類の証票を 紛失・著しく破損 したため、政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類の表示に関する規程（昭和 50 年大府市選挙管理委員会告示 55 号）第 3 条の規定に基づき下記のとおり再交付を申請します。

### 記

#### 1. 紛失又は損壊した証票の所在地及び番号、枚数

No.	事務所の所在地	公職の種類	紛失又は損壊した証票の番号	再交付申請枚数	再発行証票番号 (選管記載)
		大府市長			
		・			
		大府市議会議員			

#### 2. 紛失又は損壊した理由（※損壊した場合はその証票を添付すること。紛失した証票が発見された場合は、直ちに返還すること。）

参考（政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類の表示に関する規程抜粋）

#### （証票の再交付の手続等）

第 3 条 証票を紛失又は著しく破損したときは、候補者等又は後援団体は、理由を付して再交付を申請することができる。

2 前項の申請をする場合においては、破損した証票を同時に提出しなければならない。

3 委員会は、第 1 項の場合において正当な理由があると認めるときは、当該証票を再交付することができる。

記載例

(候補者等用)

証票再交付申請書

提出日を記入

平成22年10月1日

大府市選挙管理委員会委員長 様

公職の候補者等の氏名

大府 太郎

押印



住所 大府市 中央町 五丁目 70番地

(電話 47 - 2111 )

職業 ○ ○ ○ ○

平成 21 年 12 月 1 日付けで交付を受けた政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類の証票を 紛失・著しく破損 したため、政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類の表示に関する規程（昭和 50 年大府市選挙管理委員会告示 55 号）第 3 条の規定に基づき下記のとおり再交付を申請します。

記

1. 紛失又は損壊した証票の所在地及び番号、枚数

No.	事務所の所在地	公職の種類	紛失又は損壊した証票の番号	再交付申請枚数	再発行証票番号(選管記載)
①	大府市中央町〇丁目〇〇番地	大府市長 . 大府市議会議員	〇	4	
②	大府市横根町〇〇〇〇〇〇〇〇				
④	大府市共和町〇〇〇〇〇〇〇〇				
⑥	大府市森岡町〇〇〇〇〇〇〇〇				

再交付を受けたい証票のみを記載する (この例では6枚交付を受けているが4枚を紛失・損壊した場合である)

再交付を受けたい枚数

4

交付を受けている証票の番号

2. 紛失又は損壊した理由 (※損壊した場合はその証票を添付すること。紛失した証票が発見された場合は、直ちに返還すること。)

例) 看板が盗難にあったため (H22. X.XX 〇〇警察署届出済)

看板を作り直したが、証票を取り外す際に著しく損壊してしまったため

参考 (政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類の表示に関する規程抜粋)

(証票の再交付の手続等)

第3条 証票を紛失又は著しく破損したときは、候補者等又は後援団体は、理由を付して再交付を申請することができる。

2 前項の申請をする場合においては、破損した証票を同時に提出しなければならない。

3 委員会は、第1項の場合において正当な理由があると認めるときは、当該証票を再交付することができる。